

eスポーツで楽しく交流しませんか？ 地域ふれあいサロン会場で

出前講座を開催

町では、eスポーツを活用した健康づくりやスポーツ振興を進めています。これまで、地域ふれあいサロンなどを対象に出前講座を実施し、普及・啓発を図っています。

eスポーツとは

コンピュータゲームやテレビゲームをスポーツ競技として楽しむもので、現在町で体験を進めているのは、Nintendo Switch(ゲーム機)を使った「太鼓の達人」です。

体験者の感想

・最初は「ゲームは難しそう」と戸惑いましたが、操作方法を覚えると、リズムに合わせて楽しく太鼓を叩くことができました。
・やってみると意外と楽しい、参加者同士の会話や交流も自然と生まれました。

申込方法

出前講座のご希望は、お電話にて教育委員会事務局までお申し込みください。地域ふれあいサロン会場や各種団体からのお申し込みも大歓迎です。

申込み・問合せ

教育委員会事務局

☎ 0778-4718005



ひとり親家庭等児童 高校等通学費助成のお知らせ

町では、ひとり親家庭等児童の高校等通学費の一部を助成しています。

助成内容

通学に要する鉄道および路線バスなどの公共交通機関における定期券等購入費用の一部

助成割合

助成対象額(6か月定期券購入費用)の2分の1
※1か月または3か月定期券を計6か月分購入された場合などでも、「6か月定期券の購入費用」が助成対象額となります。

助成要件

母子家庭または父子家庭世帯であり、現に高校などに通学する児童を扶養する方(所得制限あり)

申請時期

上半期分 10月1日(木)～15日(木)
下半期分 令和9年3月1日(月)～15日(月)

提出書類

・交付申請書
・通学証明書(お住いの地元民生委員の証明)
・学生証(写し)
・定期券(写し)または領収書等
※申請内容を審査の上、交付を決定します。

申込み・問合せ

こども・子育て応援課
☎ 0778-4718018

家屋を新築・増築・

取り壊したときは届出を

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

家屋の異動を正しく課税台帳へ反映するため、次の場合は町民税務課へご連絡または届出をお願いします。

●家屋を新築・増築したとき

職員が家屋調査に伺います。住宅、店舗、車庫、物置などを新築・増築した場合は、完成後に町民税務課へご連絡ください。日程を調整の上、家屋の構造や使用材料などを確認します。

●家屋を取り壊したとき

取り壊した家屋は、翌年度から固定資産税が課税されません。登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。

滅失登記をしない場合や未登記家屋を取り壊した場合は、町へ「家屋滅失届」を提出してください。
※居住用の家屋を取り壊し土地を更地にする、固定資産税の課税標準額を軽減する住宅用地の特例は受けられなくなります。

提出期限 令和8年12月28日(月)

提出先・問合せ

町民税務課 ☎ 0778-4718014
今庄事務所 ☎ 0778-4511111
河野事務所 ☎ 0778-4812111
※今庄事務所・河野事務所でも届出できます。